

上郡町スポーツセンター 指定管理者募集要項

令和8年8月

上郡町

目 次

1	公募の趣旨	1
2	施設の概要	1
3	施設管理の運営方針	3
4	法令等の規定	4
5	管理者が行う業務の範囲	4
6	業務の再委託の制限	4
7	施設の維持管理運営にかかる条件	5
8	指定期間	6
9	管理運営業務の適正化	6
10	管理運営	7
11	引継期間に係る費用負担について	7
12	申請の資格要件	7
13	契約保証金	8
14	申請の手続き	8
15	提出書類	9
16	選定	10
17	管理者の指定及び協定に関する事項	11
18	管理者の事業報告及び履行責任に関する事項	12
19	事業の継続が困難となった場合の措置	12
20	その他	13
21	問い合わせ先	13
別表1	修繕業務分担表	14
別表2	応募スケジュール	15

別添1	指定管理者指定申請書 (上郡町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則 様式第1号)
別添2	事業計画書(同条例施行規則 様式第2号)
別添3	収支計画書(同条例施行規則 様式第3号)
別添4	誓約書
別添5	令和4年度～令和6年度上郡町スポーツセンター年別収支状況表
別添6	施設に係る図面
別添7	指定管理者応募登録及び現地説明会参加申込書
別添8	上郡町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例及び同条例施行規則
別添9	上郡町スポーツセンターの設置及び管理運営に関する条例及び同条例施行規則
別添10	上郡町個人情報保護法施行条例及び同条例施行規則
別添11	上郡町情報公開条例
別添12	上郡町暴力団排除条例

上郡町スポーツセンター指定管理者募集要項

1 公募の趣旨

上郡町（以下「町」という。）では、上郡町スポーツセンター（以下「スポーツセンター」という。）の管理業務について、より一層のサービス向上と業務の効率化を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、上郡町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年 3 月 18 日条例第 7 号）及び上郡町スポーツセンターの設置及び管理運営に関する条例（昭和 63 年 9 月 27 日条例第 15 号）の規定に基づき指定管理者（以下「管理者」という。）を募集します。

今回の管理者の募集については、スポーツセンターの管理運営並びにこれらの施設を活用した自主事業の展開に関して、創意と工夫に満ちた提案を広く募ります。

なお、管理者とは、公の施設の管理運営を行う法人、その他の団体のことをいいます。

2 施設の概要

(1) 施設名 上郡町スポーツセンター

(2) 所在地

① 兵庫県赤穂郡上郡町竹万 29 番地 （敷地面積 45,447.6 m²）

※ 都市公園「上郡中央公園」の敷地全域

（主な施設）

- | | |
|------------|-------------------|
| ・ 総合体育館 | ・ B & G 海洋センター体育館 |
| ・ テニスコート | ・ B & G 海洋センタープール |
| ・ 野球場 | ・ サブグラウンド |
| ・ 多目的グラウンド | ・ 敷地内の公園、通路及び植栽等 |

② 兵庫県赤穂郡上郡町山野里 2748 番地 1 （敷地面積 3,938 m²）

（主な施設）

- ・ B & G 海洋センター艇庫

(3) 設置年代

- | | |
|---------|--|
| 昭和 53 年 | テニスコート（クレーコート 4 面） |
| 昭和 54 年 | 野球場 |
| 昭和 57 年 | 多目的グラウンド |
| 昭和 58 年 | B & G 海洋センター（体育館・プール・艇庫）
多目的グラウンド内の交通公園・ローラースケート場 |
| 昭和 63 年 | 総合体育館 |
| 平成 9 年 | プール温水化 |
| 平成 14 年 | テニスコート（5 面を砂入人工芝に改修） |
| 平成 15 年 | テニスコート管理棟 |
| 平成 24 年 | サブグラウンド（野球場の西） |

(4) 施設の構造等

① 総合体育館（鉄骨鉄筋コンクリート）

延床面積 3,790.48 m²（1階 2,190.58 m²、2階 1,047.40 m²、3階 552.50 m²）

【1階】 ・卓球場（187 m²、空調設備あり）

・アリーナ（1,548 m²）

○ バスケットボールコート（2面）

○ バレーボールコート（2面）

○ バドミントンコート（6面）

○ 可動式観覧席（約580席）

・倉庫

・管理室（空調設備・放送設備あり）

・男女更衣室（1組、シャワールームは物置に転用）

・男女トイレ（1組）

・障害者用トイレ（1室）

・湯沸室

・印刷室（物置に転用）

【2階】 ・トレーニング室（150 m²、空調設備あり）

・柔道場（331.5 m²、180畳敷）

・男女更衣室、温水シャワールーム（1組）

・男女トイレ（1組）

・固定式観覧席（約140席）

【3階】 ・剣道場（425 m²）

・男女更衣室（1組）

・倉庫（文書保管庫として町が継続使用）

② テニスコート（5面、砂入人工芝・ナイター照明あり）

延床面積 4,116 m²

・管理棟（70 m²）

③ 野球場（内野部分黒土）

延床面積 11,978 m²

・管理棟（鉄骨造平屋建 485.53 m²、ベンチ・トイレ・更衣室あり）

・両翼 91m、センター119m

・スコアボード（故障のため、一部使用不可）

・ナイター照明（1,000w×28点×4基）

ただし、老朽化と採算性の問題から使用休止中（今後も原則堅持）

④ 多目的グラウンド（テニスコート南東の河川敷広場）

敷地面積 3,200 m²（グラウンド 1,500 m²、交通公園・ローラースケート場 1,700 m²）

・交通公園・ローラースケート場は、現在使用休止中

・トイレ棟（内部に倉庫と物置併設）

⑤ サブグラウンド（野球場北西隣の広場）

敷地面積 4,250 m²

⑥ B & G海洋センター体育館（鉄筋コンクリート）

延床面積 1,178.7 m²

・アリーナ（726 m²）

○ バスケットボールコート（1面）

○ バレーボールコート（2面）

○ バドミントンコート（4面）

○ 倉庫

・ミーティングルーム（空調設備あり）

・男女更衣室（1組、シャワールームは物置に転用）

・男女トイレ（1組）

・事務室（空調設備あり）

⑦ B & G海洋センター温水プール（鉄骨造平屋建・アルミ製、管理棟）

延床面積 1,213 m²

・25m×13m プール（6コース）

・10m×6m プール（幼児用）

・観覧室（空調設備あり）

・コーチ室（空調設備あり）

・男女更衣室（空調設備あり）

・その他（シャワールーム、採暖室、トイレ）

⑧ B & G海洋センター艇庫（鉄筋コンクリート）

延床面積 200 m²

・保有舟艇（シングルカヌー、ダブルスカル、ローボート、OPディンギー、12フィートディンギー、5.5m カッター、330 セールボード、ゴム製救助艇、船外機 など）

・船艇用クレーン

・ポンツーン（浮棧橋）

3 施設管理の運営方針

(1) 基本方針

管理者は、創意工夫による質の高いサービスを提供し、誰もが気軽に利用できる身近なスポーツ及びレクリエーションの拠点とすることで、利用者の心身の健全な発達、健康の保持及び体力の向上を図り、町のスポーツ振興と福祉の増進に資することを基本方針とします。

(2) 維持管理・運営方針

- ① 条例等を遵守し、町民のスポーツ文化の向上と福祉増進に資するという設置目的に基づき、管理運営を行うこと。
- ② 効率的かつ効果的な管理運営を行うこと。
- ③ 施設利用者の安全確保を図ること。

- ④ 地元関係団体等と連携、協同し、スポーツ及びレクリエーションの振興に努めること。
- ⑤ 町が推進する中学校部活動の地域展開等の取組を踏まえ、スポーツ団体の育成、地域指導者の斡旋および育成に協力すること。
- ⑥ 町が施行する空調設備設置工事（総合体育館アリーナ、柔道場、剣道場、B&G 海洋センター体育館アリーナ）により生ずる施設の閉館、利用制限に協力すること。

4 法令等の規定

管理者は施設を運営するために、次に掲げる法令を遵守しなければならない。

- ① 地方自治法、地方自治法施行令、その他行政に関する法令
- ② 労働基準法、労働安全衛生法、その他労働に関する法令
- ③ 消防法、水道法、建築基準法、電気事業法、その他施設の維持及び設備保守点検に関する法令
- ④ 公益通報者保護法
- ⑤ 個人情報の保護に関する法律、個人情報の保護に関する法律施行令、上郡町個人情報保護法施行条例、上郡町個人情報保護法施行細則
- ⑥ 上郡町情報公開条例、上郡町情報公開条例施行規則
- ⑦ 上郡町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例、上郡町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則
- ⑧ 上郡町スポーツセンターの設置及び管理運営に関する条例、上郡町スポーツセンターの設置及び管理運営に関する条例施行規則
- ⑨ 上郡町暴力団排除条例
- ⑩ その他施設管理運営に関する法令等

5 管理者が行う業務の範囲

管理者が行う業務については、関係法令を遵守し、町と連携を図りながら、スポーツセンターの設置目的にあった管理運営を行うこと。

- (1) スポーツセンターの施設全般の管理運営に関する業務
- (2) スポーツセンターの使用許可に関する業務
- (3) スポーツセンターを活用したスポーツ推進事業（各種講座・教室の開催及びB & G事業への参加）に関する業務
- (4) 清掃、設備保守点検、設備及び備品の修繕等その他維持管理に必要な業務
- (5) その他町が必要と認める業務

6 業務の再委託の制限

- (1) 管理者は、本業務の全部又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
- (2) 管理者は、本業務の一部を第三者に再委託し、又は請け負わせようとする場合は、あらかじめ町長の承認を得なければならない。

7 施設の維持管理運営にかかる条件

(1) 利用料金

スポーツセンターは利用料金制を採用し、管理者は利用者が支払う利用料金を自らの収入とする。利用料金については、町が条例で定める額の範囲内で、町長の承認を得て、管理者が定めるものとする。ただし、利用料金を改定する場合は、条例改正及び議会の議決が必要となるため、管理者はあらかじめ町と協議を行うこと。

(2) 町への納付金

管理者は、指定管理事業において総収入（指定管理委託料を含む）から総費用を差し引いて利益が生じた場合は、その税引後利益の10%相当額を年度毎に町に対して納めること。納付に際しては事前に納付金額を町へ提案し、納付方法については町と管理者の間で協議のうえ、別途に定めるものとする。

(3) 職員等の雇用

職員等の雇用については、町と管理者の間で協議のうえ、協定書に定めるものとする。また、以下の資格を有する人員を配置すること。

① 甲種防火管理者の資格を有するスポーツセンター専任の総括責任者

② 公益財団法人B & G財団（以下「B & G財団」という。）の規定による指導員資格を有する者

※ B & G財団の規定では、体育館・プール・艇庫を有する海洋センター施設は五類に属し、指導員としてセンター・インストラクター（旧アドバンスト・インストラクター、旧アクア・インストラクター各1名）2名の常勤を原則としている。応募時に資格を有する者がいない場合は、指定初年度にB & G財団が実施する指導員養成研修に参加し、資格を取得すること。

(4) 備品等の整備

必要な備品の整備については管理者の負担とする。

① スポーツセンターの管理運営にかかる各種備品・消耗品については、現在備え付けのものを引き続き使用することとし、管理者が管理運営上必要な新たな備品等については、管理者の負担とする。ただし、現在の備品等が不備なために取り替える必要があるものの負担については、町と協議するものとする。

② トレーニング室に設置する機器・備品については、老朽化状況や利用者ニーズ等を踏まえ、管理者は施設のサービス水準の向上と利用促進を図るため、機器の更新や追加導入等を自主事業として企画し、提案すること。

③ 管理者が購入した物品のうち、指定管理料を含む管理運営業務の予算で購入した物品に関しては、町に帰属するものとする。

④ 管理者は、町の所有する物品については上郡町財務規則及び関係例規に基づいて管理するものとする。

(5) 維持管理費

① 光熱水費や維持管理費は管理者の負担とする。

※ 令和9年度に空調設備の新設を予定しているが、現段階では熱源、機器詳細が未定であるため、申請には空調設備設置に伴う経費上昇分の影響については含まないこと。

管理者候補者決定後、熱源、設置機器詳細等を基に空調設置に伴う経費上昇分の協議を行うものとする。

- ② スポーツセンターに配置している車両は無償貸付とし、燃料代、保険代及び法定点検、通常の修理等に必要な経費は管理者の負担とする。なお、修繕困難な故障等により当該車両が使用不能となった場合であっても、町は車両の更新を行わないものとする。
 - ③ 施設の設備機器にかかる保守点検を履行し、その費用は管理者の負担とする。ただし、令和9年度に新設予定の空調設備にかかる保守点検費用は提案額に含めないものとし、設置後の対応については、上記①と併せて別途協議を行うものとする。
 - ④ 修繕の必要な状況が発生した場合は、事前に町へ報告すること。
 - ⑤ 修繕等の実施区分については、修繕業務分担表（別表1）のとおりとする。ただし、別表1に定める事項に疑義が生じた場合、又は定めのない事項については、管理者の責任とすることを基本とし、町と管理者が協議のうえで決定するものとする。
 - ⑥ 植栽等の維持管理及び草刈業務等は管理者の負担とする。
 - ⑦ スポーツセンターの清掃業務等は管理者の負担とする。
- (6) 管理運営業務に関し、管理者が危険を負担する範囲
- ① 事故・火災等による施設の損傷及び被害者に対する責任は、第一次的には管理者が負うものとし、被害が最小限となるよう迅速かつ最善の対応をとるとともに、直ちに町に報告しなければならない。
 - ② 管理者の責めに帰すべき事由により施設及び設備が使用に耐えなくなった場合又は損傷した場合、あるいはそれにより利用者に被害が及んだ場合、管理者は町の指示により、その損害の全部又は一部について賠償する。
 - ③ 臨時の休館により管理者に経済的負担が生じた場合であっても、原則として町は補償を行わないものとする。ただし、改修工事等に伴い臨時休館または施設の一部が使用できなくなった場合の施設管理費については、管理者に著しい不利益が生じないよう、町と管理者が協議のうえ、適切に取り扱うものとする。また、大規模災害等の発生により、住民の避難場所として使用するなど緊急に施設を目的外に使用する必要が生じた場合、町は管理者に対して、業務の変更その他必要な協力を要請することができるものとし、管理者は当該要請に対して可能な範囲で協力するよう努めなければならない。ただし、この場合における施設管理費については、管理者に著しい不利益が生じないよう、町と管理者が協議のうえ、適切に取り扱うものとする。
- (7) 会計年度
- 毎年4月1日から3月31日までとする。

8 指定期間

令和9年4月1日～令和14年3月31日までの5年間

9 管理運営業務の適正化

町が施設管理運営業務の適正を図るために、管理者に対して管理運営の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

この指示に管理者が従わないとき、又はその他管理者による管理を継続することが適当でないと町長が認めるときは、管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営の全部もしくは一部の停止を命ずることができる。また、指定の取り消し、停止に伴い生じた損害は、管理者の負担とする。

10 管理運営

(1) 管理運営費の提案額

申請者は、町から交付が必要な管理運営費の金額を、収支計画書（様式3号）に記入して提出することができる。ただし、指定管理料（委託料）の総額として町より交付する管理運営費は、施設の維持管理運営経費から施設運営収入を減じた経費として提案された金額を参考に、町の予算の範囲内で、町と管理者の双方で協議のうえ決定する。

なお、指定管理料の支払方法（分割払いを予定）についても、あわせて決定する。

(2) 収支計画書

令和9年度から令和13年度における各年度の収支計画書を主な収入・支出項目に区分して示すとともに、収支計画書の積算内訳についても示すこと。

11 引継期間に係る費用負担について

引継期間中（指定期間開始前日までの間）における運営経費は、現在の管理者の負担とする。なお、指定管理の開始に向けた引継ぎ等に係る費用は、次期管理者の負担とする。その他、必要が生じた費用については、町と協議するものとする。

12 申請の資格要件

(1) 申請資格

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ② 申請書類提出時において、本町の入札参加停止措置を受けていないこと。
- ③ 直近の決算において債務超過の状態にないことその他経営の状況が健全であり、当該業務を安定して履行することが見込まれること。
- ④ スポーツセンターの管理運営を行う上で、人的及び物的管理能力がある法人及びその他の団体であること。
- ⑤ 同種又は類似業務の実績、必要な人的・技術的能力及び財務的基盤を有すること。
ただし、業務実績を有しない法人等で、次のいずれかに該当すると認められるときは、業務実績を有している法人等として取り扱う。
ア 業務実績を有しない法人等が、業務実績を有する法人等と連携する場合
イ 業務実績を有しない法人等に、業務実績を有すると監督者が所属している場合
- ⑥ 申請の際、不測の事態に対して速やかな対応が可能な事務所（支店・営業所等）を、兵庫県内に有していること。
- ⑦ 上郡町暴力団排除条例を遵守する法人及びその他の団体であること。
- ⑧ 下記のいずれにも該当しないこと。
ア 代表者及び役員に破産者及び現に禁固以上の刑に処せられている者がいる法人等

イ 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしている法人等

ウ 指定暴力団又は代表者がその構成員である法人等

エ 租税公課を滞納している法人等

オ 地方自治法施行令第167条の4の規定により、町から入札の参加資格を取り消されている法人等

- ⑨ 申請書類受付終了後でも、応募者に虚偽の申請その他不正な行為があった場合は、審査対象から除外する。

(2) 共同企業体による応募

複数の法人等が共同企業体を構成する場合は、構成する法人等を特定し、共同企業体の名称及び代表する法人等を決定して応募すること。

なお、構成員となった場合、別に単独で応募することはできない。また、他の共同企業体の構成員になることもできない。

(3) 失格となる場合（欠格要件）

- ① 募集要項に定めた資格・要件が備わっていないとき
- ② 提出期間を経過してから提出された申請
- ③ 様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないとき
- ④ 「上郡町指定管理者選定委員会」の委員に個別に接触したとき
- ⑤ 提出された書類に虚偽の記載があった場合
- ⑥ 審査の公平を害すると思われる行為があった場合
- ⑦ その他、本募集要項に違反すると町が認めた場合

13 契約保証金

町は、管理者から契約保証金を徴しない。ただし、適切な運営やサービスの提供が行われず、是正勧告等による改善が見られないと町長が認めるときは、町が支払った指定管理料の返還を請求することができる。

14 申請の手続き

申請の手続きに関する日時は、応募スケジュール（別表2）のとおりとする。

(1) 募集要項

- ① 配布日時 令和8年8月27日（木）から9月28日（月）
※ 町のホームページ（<https://www.town.kamigori.hyogo.jp/>）からダウンロードしてください。（郵便での配布はしない）

(2) 応募登録及び現地説明会の参加申込

① 現地説明会

日 時 令和8年9月9日（水）午後2時から

場 所 兵庫県赤穂郡上郡町竹万29番地（上郡町スポーツセンター内）

② 申込方法

「指定管理者応募登録及び現地説明会参加申込書」（別添7）に必要事項を記入し、持参又は郵送のいずれかの方法で、令和8年9月7日（月）までの平日、午前9時から午後

4時30分までに下記提出先へ申し込むこと。郵送の場合は9月7日（月）の午後5時必着とする。

③ その他

応募登録の申込は、必ず現地説明会に出席すること。参加人数は、3名以内とする。

(3) 質疑受付

① 提出方法

「質疑書」に趣旨を簡潔にまとめて記入し、持参・郵送又は事前連絡のうえ、FAX・電子メールで期間内に下記提出先へ提出すること。（質疑書は任意様式。ただし、A4サイズ縦長、横書きとする。）受付時間外の提出、適正な手続きによらない照会（口頭、電話等）には回答しない。

② 受付期間

令和8年8月27日（木）から9月14日（月）までの平日

※ 持参の場合は午前9時から午後4時30分（正午から午後1時までの間は除く）とし、郵送の場合は9月14日（月）午後5時必着とする。

③ 回答日

令和8年9月25日（金）予定

④ 回答方法

FAX又は電子メールにて回答する。（現地説明会を欠席した法人等は除く。）また、回答内容は、募集要項等の追加又は修正とみなすものとする。なお、質疑書の受付及び回答は、応募登録のあった法人等に限る。

15 提出書類

(1) 提出書類

申請に必要な提出書類は以下のとおりとする。各様式とも、簡潔に要点が良くわかるように作成すること。

① 「指定管理者指定申請書」（上郡町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則 様式第1号：別添1）

② 「事業計画書」（同条例施行規則 様式第2号：別添2）

③ 「収支計画書」（同条例施行規則 様式第3号：別添3） ※ 積算内訳を記入すること

④ 誓約書（別添4）

⑤ 添付書類

ア 定款、寄付行為、規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を明らかにする書類

イ 財務状況等に関する書類（過去3年間の貸借対照表、損益計算書又は収支計算書、財務監査資料（公認会計士・監査法人の監査報告書、附属明細書等）、税務申告書、納税証明書等）

ウ 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書類

エ 現に行っている業務種類及びその実績等を記載した書類
（特にスポーツ・健康増進施設関連の業務について）

オ 代表者に係る身分証明書の写し

カ 法人の代表者が、代理人を定める場合は、権限委任を証する書類及び当該代理人に係る身分証明書の写し

キ 法人にあっては、登記簿の謄本

ク 印鑑証明（証明書及び登記簿謄本は、3ヶ月以内の原本に限る。）

ケ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）

(2) 提出部数

正本1部、副11部（A4サイズ縦長、横書き）

(3) 提出期間及び提出方法

① 提出期間 令和8年8月27日（木）から9月28日（月）までの開庁日

② 提出方法 提出先まで持参又は郵送すること。持参の場合は平日の午前9時から午後4時30分までとする（正午から午後1時までの間は除く）。
郵送の場合は、9月28日（月）午後5時必着とする。

(4) 申請書類の著作権等

① 町が提示する設計図書等の著作権は上郡町に帰属するものとする。

② 申請者が提出する書類の著作権は、それぞれの申請者に帰属するものとするが、議会で
の審議等、町が必要と認めるときには、町はこれを無償で使用できるものとする。

③ 町は、提出された申請書類等の取扱い及び保管にあっては、十分注意するが、不測の損
傷等については責任を負わないものとする。なお、申請書類等は理由の如何を問わず返却
しない。

④ 提出書類、候補者の選定後は、上郡町情報公開条例（平成11年条例第11号）上、非公
開となるものを除き、公文書公開の対象となる。

⑤ 町が提示する資料は、応募にかかわる検討以外の目的で使用することを禁ずる。また、
この目的の検討の範囲であっても、上郡町の下承を得ることなく第三者に対して、これを
使用させたりすることを禁ずる。

(5) 費用の負担

応募に関する費用は、すべて応募者の負担とする。

(6) 提出先

〒678-1231 兵庫県赤穂郡上郡町大持 278 番地

上郡町教育委員会 生涯学習課

FAX 0791-52-6221

E-mail sport@town.kamigori.lg.jp

16 選定

(1) 選定方法

管理者候補の選定審査は、上郡町公の施設に係る指定管理者選定委員会（以下「選定委員
会」という。）で行う。選定の審査は、申請書類の審査及び申請者との面接審査（プレゼン
テーションあり）により選考する。

① 書類審査 令和8年10月6日（火）予定

② 面接審査 令和8年10月16日（金）予定

(2) 候補の選定及び選定結果の報告

選定委員会は、書類審査及び面接審査の結果を基に、選定審査基準表により審査・選定のうえ、候補者等を町に報告する。

(3) 候補の決定及び通知

町は、選定委員会による選定結果報告を尊重して管理者候補を決定し、申請のあったすべての法人等（共同企業体による応募の場合は、共同企業体の代表法人）に結果を文書で通知する。

(4) 再度の選定

管理者に指定されるまでの間に、当該候補者を管理者としない事情が生じたときは、審査において次点となったものから順に候補者を決定できることとする。そのことについて、異議申立ては受け付けない。

(5) 選定基準

① 施設設置の目的が達成できること。

（上郡町スポーツセンターの設置及び管理運営に関する条例第1条：別添9）

② 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られること。

③ 事業計画書及び収支計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮できるとともに、経費の節減が図られるものであること。

④ 事業計画書及び収支計画書に沿って施設の管理運営を安定・効率的に行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有すること。

⑤ 施設の設置目的に沿った自主事業を適切に実施できること。

⑥ 支出計画書の見積額が妥当であること。

17 管理者の指定及び協定に関する事項

(1) 管理者の指定

町は、管理者の候補に選定された法人等について、地方自治法に基づき、上郡町議会に指定候補者を管理者とする議案を付議し、議決を経た後、当該候補者を管理者に指定する。

ただし、議決を経るまでの間に指定候補者を管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じたとき及び申請書類に虚偽の記載等を行ったことが発覚した場合は、管理者に指定しないことがある。なお、議決が得られなかった場合及び否決された場合においても、指定候補者が本件に関して支出した費用等については、一切補償しない。

(2) 協定の締結

管理者の指定を受けた法人等は、町とスポーツセンターの管理に関する協定を締結することとする。協定の主な内容は、次のとおりとする。

① 協定の主旨

② 指定期間

③ 事業の範囲と実施基準に関する事項

④ 管理物品の扱いに関する事項

⑤ 事業計画及び事業報告に関する事項

- ⑥ 指定管理料に関する事項
- ⑦ 利用料金に関する事項
- ⑧ 損害賠償及び不可抗力に関する事項
- ⑨ 指定期間満了に伴う取扱いに関する事項
- ⑩ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ⑪ 個人情報の保護及び情報公開に関する事項
- ⑫ その他管理業務の実施に当たって必要な事項

(3) 協定後の留意事項

- ① 管理者の指定を受けた法人等が、協定の締結までに地方自治法第 244 条の 2 第 11 項に規定する指定の取消しの処分を受けた場合又は関係条例に違反した場合、その指定を取り消すことがある。
- ② 協定を締結した後、管理者の責めに帰すべき事由で協定を解除した場合は、損害の範囲内で、賠償金を町に納入すること。
- ③ 共同企業体で応募した場合、協定締結後の代表及び構成員の変更は認めない。ただし、構成員の倒産、解散等の特殊な事情が認められ、審査の公平性及び業務遂行上の支障がないと町が判断した場合には、この限りでない。

18 管理者の事業報告及び履行責任に関する事項

(1) 事業計画書・収支計画書

管理者は、年度のはじめに事業計画書・収支計画書を提出すること。

(2) 事業報告書

管理者は、一事業年度が終了するごとに、スポーツセンターの管理運営業務について、当該年度の内容を報告する書類（上郡町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則 様式第 8 号）を速やかに提出すること。

(3) 事故報告書

管理者は、万一事故等が起こった場合は、事故等の内容を報告する書類にて、速やかに町に報告すること。

(4) その他の報告

町は管理者に対し、その管理運営業務に関して、定期又は必要に応じて報告を求めることができることとする。

(5) 保険への加入

管理者は、その管理する業務の実施にあたり、自らのリスクに対して、適切な保険等に入るものとする。

(6) その他

管理者は、ここに定めるものの他、管理運営の業務内容等に疑義が生じた場合は、町と協議して決定する。その他必要なものについては、協定において定めるものとする。

19 事業の継続が困難となった場合の措置

(1) 管理者の責めに帰すべき事由による場合

管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、町は指定を取り消すことができるものとする。その場合、町に生じた損害は管理者が賠償するものとする。なお、管理者は次期管理者が円滑かつ支障なく、スポーツセンターの管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとする。

(2) 当事者の責めに帰すことのできない事由による場合

不可抗力等、町及び管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が調わないときには、それぞれ、事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとし、町は指定を取消すものとする。その際、管理者は次期管理者が円滑かつ支障なく、スポーツセンターの管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとする。

20 その他

(1) 是正勧告

町は、管理者の業務内容に改善が必要と判断した場合、是正勧告を行う。その後、当該勧告対象となった事項に改善が見られなければ、町は管理者に対する指定管理料の支払いの減額や停止、既に支払った指定管理料の返還及び指定の取消などの措置を行うことができる。

(2) 指定管理の取り消し

管理者に指定した後においても、提出書類に虚偽の記載等を行ったことが発覚した場合は、管理者の指定を取り消すことができる。

(3) 業務の引継ぎ

スポーツセンターの管理運営に関し、町と管理者の間で、管理運営協定に基づく運営業務の引継ぎを速やかに行う。

(4) 原状回復義務

管理者は、指定が終了したときは、スポーツセンターの当該施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、町長の承諾を得た場合は、この限りではない。

(5) 申請者は、この募集要項を熟読し、遵守すること。

(6) 申請者は、選定後、この募集要項等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(7) その他

① 建物については、町の負担で火災保険に加入する。

② 管理者は、夜間警備・防犯・防災対策等についてマニュアルを作成し、指導を行うこと。

③ 管理者は、施設の管理運営に必要な資格者等を配置すること。

21 問い合わせ先

住 所 〒678-1231 兵庫県赤穂郡上郡町大持 278 番地

担当部署 上郡町教育委員会 生涯学習課

電 話 0791-52-2911

F A X 0791-52-6221

E-Mail sport@town.kamigori.lg.jp

修繕業務分担表

基本的な考え方

- 1 原則として、効用持続年数を維持するために必要な維持修繕は、施設の管理に付随するものであるため管理者が実施し、それ以外は町が実施する。
- 2 管理者は、建物の改築又は修繕、機械装置等の新設又は修繕及び備品の購入にあたっては、事前に町と協議し、承認を受けなければならない。
- 3 管理者の瑕疵によるもの及び管理者の所有に係るものの修繕等は、管理者が実施する。

区 分	項 目	内 容	実施区分		実施区分の考え方
			町	指	
建 物	改 築 又は 大規模修繕	躯体、基礎軸組 鉄筋部分等の取替 え等	○		現在、施設の改築又は大規模修繕の計画はないが、建築基準法施行令第1条に規定する「構造耐力上主要な部分」については、所有者である町が必要に応じて実施する。
	上記以外の 改築、改装		○	○	実施にあたっては、町と協議が必要。また、改築等をした部分について、将来にわたって権利を主張しないことが条件。
	維持修繕			○	効用持続年数を維持するために支出される費用であるため、管理者が実施する。
機械設備	新設及び更新		○		令和9年度に空調設備の新設を予定している。（総合体育館アリーナ、柔道場、剣道場、B&G 海洋センター体育館アリーナ）
	維持修繕等	原則、原状回復のための修繕は管理者負担とし、資産価値を高める修繕については町の負担とする。	○	○	実施にあたっては、町と協議が必要。また、維持補修等を行った部分について、将来にわたって権利を主張しないこと。
工具器具 備 品	購 入			○	事前協議の上、管理者が購入。
	維持修繕等			○	効用持続年数を維持するために支出される費用であるため、管理者が実施する。

応募スケジュール

項 目	時 期	様式等
①募集要項の公表及び 配布期間	令和8年 8月27日(木)～ 令和8年 9月28日(月)	
②説明会参加申込	令和8年 8月27日(木)～ 令和8年 9月 7日(月)	説明会参加申込書
③現地説明会	令和8年 9月 9日(水)	
④質疑受付	令和8年 8月27日(木)～ 令和8年 9月14日(月)	自由様式
⑤質疑回答	令和8年 9月25日(金)	
⑥指定申請書の提出	令和8年 8月27日(木)～ 令和8年 9月28日(月)	指定管理者指定申請書 事業計画書・収支計画書・ 誓約書・その他必要書類
⑦選定委員会(書類審査)	令和8年10月 6日(火)	
⑧選定委員会(面接審査)	令和8年10月16日(金)	
⑨候補者決定	令和8年10月下旬	
⑩議会提案	令和8年12月初旬	
⑪候補者選定結果通知	令和8年12月下旬	

※ 日程については、現時点での予定であるため、前後することがあります。また、記載のない項目は、確定した時点で関係者に対する通知や町のホームページで周知します。